

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

指定緊急避難場所兼指定避難所	指定緊急避難場所兼指定避難所			風水害	地震
	指定緊急避難場所兼指定避難所	大字	電話番号		
指定緊急避難場所兼指定避難所	広川町民交流センター	大字新代 1965-1	0943-32-1441	○	○
	上広川小学校 (体育館)	大字水原 959-1	0943-32-0139	○	○
	広川町古墳資料館	大字一條 1436-2	0942-54-1305	○	○
	広川町産業展示会館	大字日吉 1164-1	0943-32-5555	○	○
	広川中学校 (体育館)	大字久泉 837	0943-32-0132	○	○
	広川中学校 (武道場)	大字久泉 837	0943-32-0132	○	○
	中広川小学校 (体育館)	大字新代 1705	0943-32-0039	○	○
	西庁舎 (旧中央公民館)	大字新代 1804-1	0943-32-1111	○	○
	指定避難所			風水害	地震
	広川町保健・福祉センター	大字新代 2165-1	0943-32-3768		
指定避難所	下広川小学校 (体育館)	大字広川 1426-1	0942-53-3827	○	○

※開設する避難施設は、災害の状況等により異なります。事前に予測できる大雨や台風時に開設する自主避難施設については防災行政無線や防災メールなどでお知らせいたします。

指定緊急避難所（場所）とは

災害の危険がある場合や災害が発生した時にその危険から逃れるため、緊急的に避難し、身の安全を守るための施設又は場所です。

指定避難所とは

災害の危険がなくなるまでの間滞在し、または災害により家に戻れなくなった人が、一定期間滞在し生活する施設です。

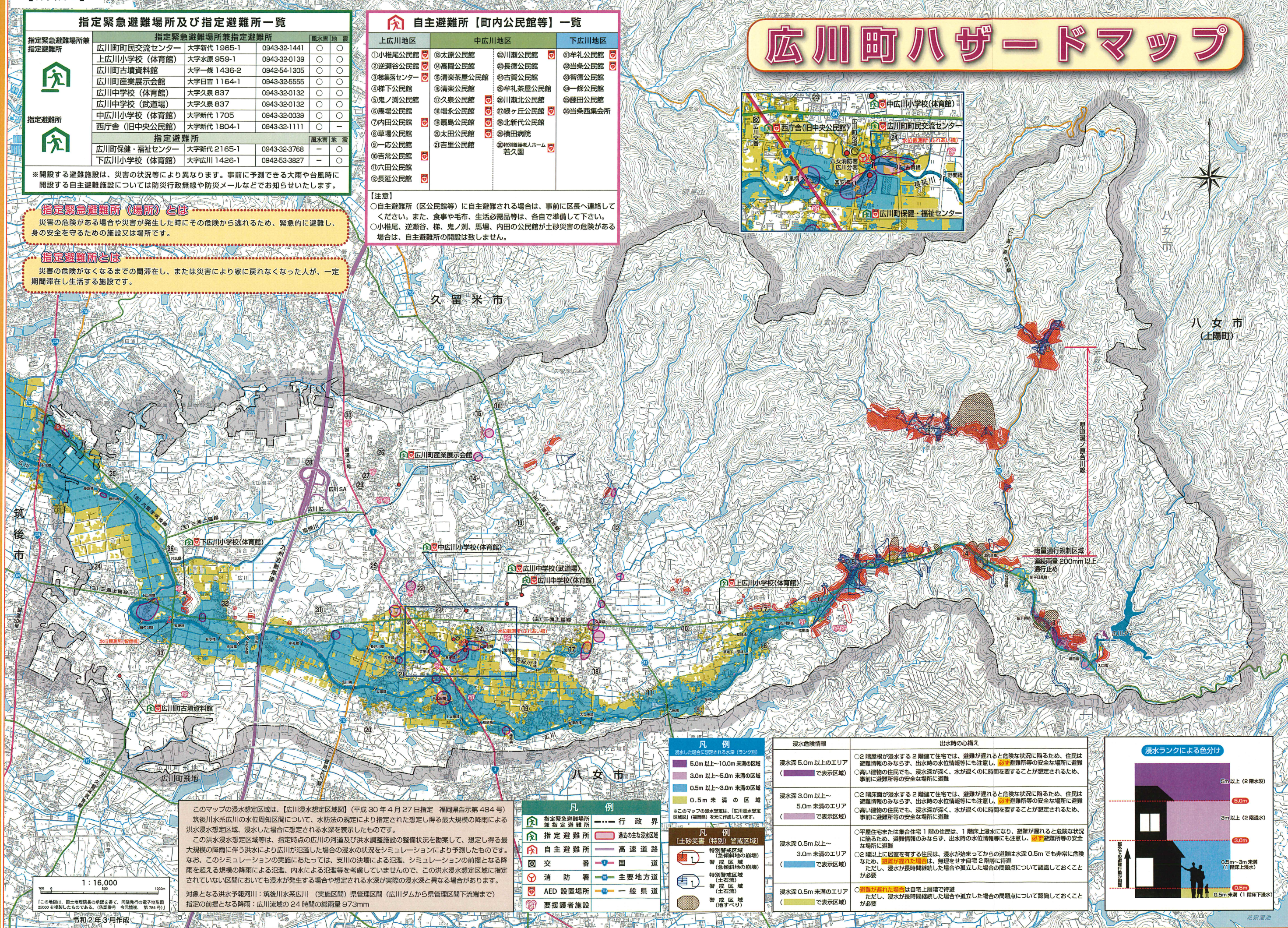
自主避難所【町内公民館等】一覧

上広川地区	中広川地区	下広川地区
①小椎尾公民館 ②逆瀬谷公民館 ③榊集落センター ④榊下公民館 ⑤鬼ノ淵公民館 ⑥馬場公民館 ⑦内田公民館 ⑧草場公民館 ⑨一応公民館 ⑩吉常公民館 ⑪六田公民館 ⑫長延公民館	⑬太原公民館 ⑭高間公民館 ⑮清泉茶屋公民館 ⑯清泉公民館 ⑰久泉公民館 ⑱増永公民館 ⑲扇島公民館 ⑳太田公民館 ㉑吉里公民館	㉒川瀬公民館 ㉓長徳公民館 ㉔古賀公民館 ㉕牟礼茶屋公民館 ㉖川瀬北公民館 ㉗緑ヶ丘公民館 ㉘北新代公民館 ㉙横田病院 ㉚特別養護老人ホーム 若久園

【注意】

○自主避難所（区公民館等）に自主避難される場合は、事前に区長へ連絡してください。また、食料や毛布、生活必需品等は、各自で準備して下さい。
○小椎尾、逆瀬谷、榊、鬼ノ淵、馬場、内田の公民館が土砂災害の危険がある場合は、自主避難所の開設は致しません。

広川町ハザードマップ



このマップの浸水想定区域は、【広川浸水想定区域図】（平成 30 年 4 月 27 日指定 福岡県告示第 484 号）
筑後川水系広川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域。浸水した場合に想定される水深を表示したものです。

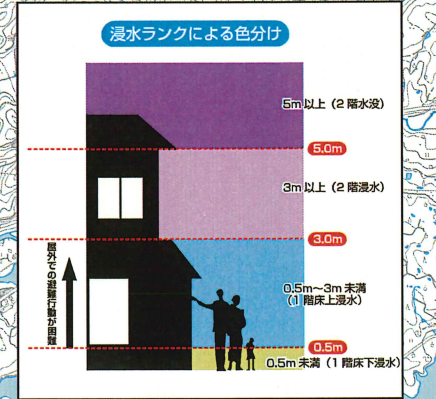
この洪水浸水想定区域等は、指定時点の広川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により広川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区間においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

対象となる洪水予報河川：筑後川水系広川（実施区間）県管理区間（広川ダムから県管理区間下流端まで）
指定の前提となる降雨：広川流域の 24 時間の総雨量 973mm

凡 例	
指定緊急避難場所兼指定避難所	行政界
指定避難所	過去の主な浸水区域
自主避難所	高速道路
交 番	国 道
消 防 署	主要地方道
AED 設置場所	一般県道
要援護者施設	

凡 例	
特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	特別警戒区域（土石流）警戒区域（土石流）
警戒区域（地すべり）	

浸水危険情報	出水時の心構え
浸水深 5.0m 以上のエリア (表示区域)	○2 階層根が浸水する 2 階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、避難所等の安全な場所に避難 ○高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 3.0m 以上～ 5.0m 未満のエリア (表示区域)	○2 階層根が浸水する 2 階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、避難所等の安全な場所に避難 ○高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m 以上～ 3.0m 未満のエリア (表示区域)	○平屋住宅または集合住宅 1 階の住民は、1 階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、避難所等の安全な場所に避難 ○2 階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は水深 0.5m でも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅 2 階等に待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深 0.5m 未満のエリア (表示区域)	○避難が遅れた場合は自宅 1 階等に待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要



1 : 16,000
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 令和 2 年 第 786 号）